

第5章

基本的人権を無視した『銀行の闇』を暴く！

『銀行の闇』がデッチ上げた東海銀行秋葉原支店事件。

大蔵省「銀行局」の方針に従い『銀行の闇』がデッチ上げた東海銀行事件。

平成3年7月27日、平成3年7月29日東海銀行副頭取瑞岩 戌氏貴殿記者会見で公表した大嘘！

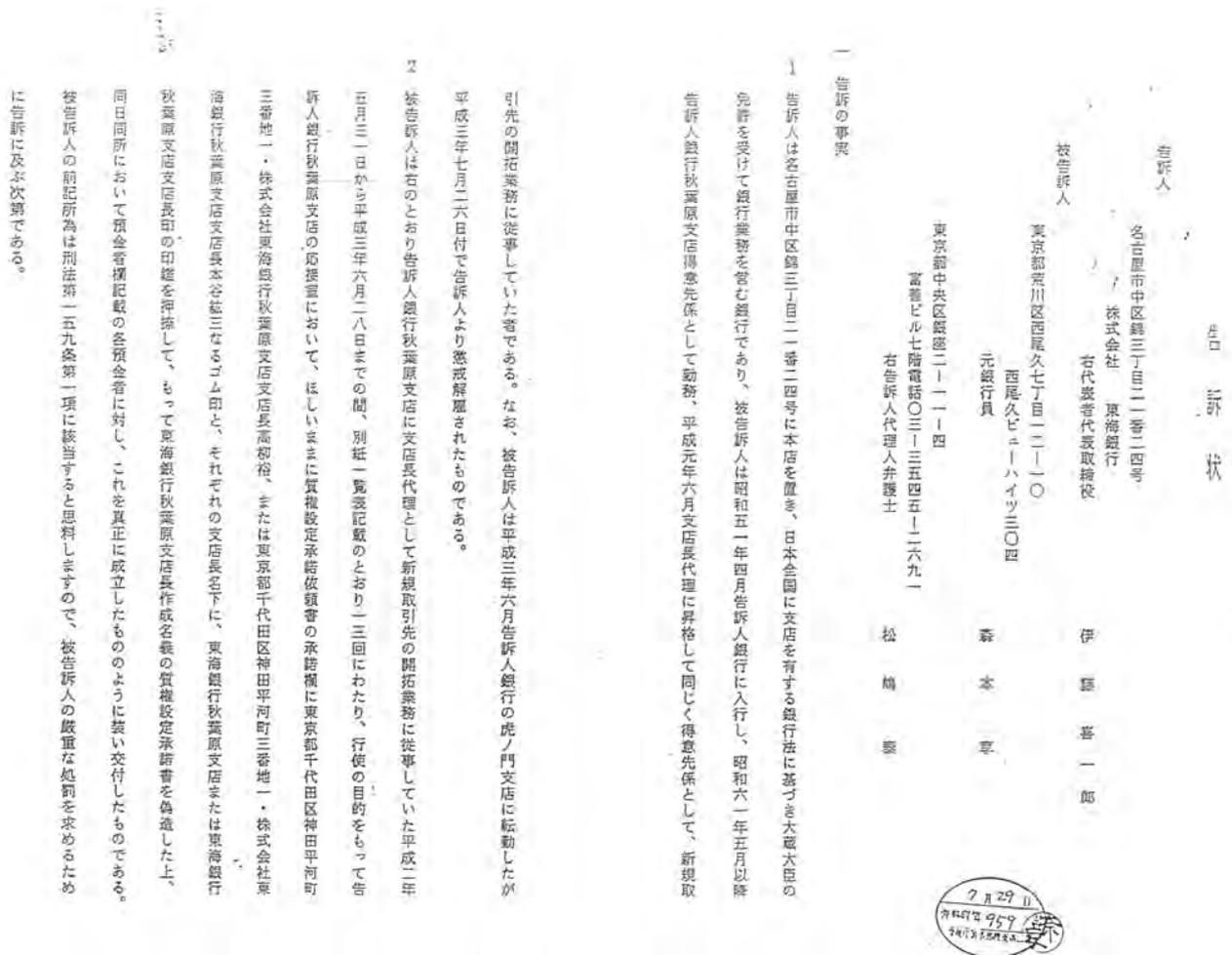


平成3年7月27日、東海銀行副頭取 瑞岩 戌氏貴殿は『東海銀行の東京・秋葉原支店で起きた不正融資事件で、ノンバンクから融資を引き出すために使われた質権を偽造した、前支店長代理 (38)が所在不明になっていることを28日明らかにし、事件が発覚した26日夕方から失踪した』さらに平成3年7月29日、『偽造質権設定承諾書をもとにノンバンクから引き出された、総額はこの1年4ヶ月の間に630億円に達したことも明らかにした。

同行は、28日付けでこの支店長代理を有印私文書偽造容疑で警視庁に告訴するとともに、懲戒解雇した取引先がノンバンクから融資を受けていた630億円は、すべて通知預金で13件。預け入日は、最初が1990年3月7日、最後が前支店長代理が虎ノ門支店に異動を発令された翌日の91年6月28日計480億円分（9件）は6月に預け入れが集中しており』と記者会見で公表した。

東海銀行副頭取は銀行員個人が「通知預金通帳」と「質権設定承諾書」を偽造した「有印私文書偽造同行使」罪、話と承知して、はじめから『この世に存在しない』犯罪話と承知して「告訴状」で秋葉原支店の「被害金」総額630億円（13件）をデッチ上げ警視庁に銀行員個人を告訴した。

平成3年7月29日、東海銀行顧問弁護士 松嶋 泰貴殿が作成した「告訴状」（甲1号証）！



東海銀行顧問弁護士 松嶋 泰貴殿に対して、後に公開質問する理由は本当に貴殿が「告訴状」を作成しのか確認することが目的です。貴殿は東海銀行の顧問弁護士であり法律家です。

質権設定承諾書を偽造した上『同日同所において預金者欄記載の各預金者に対しこれを真正に成立したものに装い交付したものである。』新聞報道では、交付した先はノンバンクであり各預金者ではないのですが「各預金者」ですね？

質権者	預金者	金額	質権設定日	質権設定承諾者・使用印
オリックス・アルファ株	㈱マッシュ	5,000円	3. 6. 13	秋葉原支店印
"	㈱ウエイアウトスポーツ	5,000	3. 6. 13	同上
"	那須洋治	5,000	3. 6. 7	同上
オリックス・インテリア株	㈱出島運送	5,000	3. 6. 14	同上
"	㈱ウエイアウトスポーツ	5,000	3. 6. 14	同上
日 貨 信 託	㈱ジェイ・イーシー	5,000	3. 3. 25	同上
"	㈱一 休	3,000	2. 11. 21	支店長印
"	㈱出島運送	5,000	2. 8. 7	同上
協和商工信用㈱	㈱ウエイアウトスポーツ	3,000	3. 6. 20	同上
"	㈱ウエイアウトスポーツ	2,000	3. 5. 31	同上
総合クレジット㈱	㈱出島運送	10,000	3. 6. 28	同上
"	㈱出島運送	5,000	3. 6. 28	同上
"	㈱ウエイアウトスポーツ	5,000	3. 6. 20	同上
合 計		63,000円		

預金者 マッシュ・ウエイアウトスポーツ・(株) 出島運送でまちがいないですね。起訴状 (一) (二) マッシュ・ウエイアウトスポーツ起訴状 (三) は (株) 出島運送です。しかしこの三社は銀行のダミー預金者です。

間違いなく「被害者」は、東海銀行ですね。秋葉原支店の「被害金」総額 630 億円（13 件）は間違いなですね。ノンバンクが被害者ではないですね。

新聞報道では『取引先がノンバンクから融資を受けていた630億円は、すべて通知預金で13件。』この『取引先がノンバンクから融資を受けていた』この取引は、システム化された「BIS規制8%」クリア操作用、他行預金担保融資取引「秋葉原支店ノンバンク」民事取引であり関係ないのでですね。

東海銀行は大蔵省「銀行局」の方針に従い、『銀行の闇』が富士銀行事件同様に、秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で銀行ぐるみ、銀行のダミー預金者名義で巨額な損失金を発生させた「BIS規制8%」クリア操作を隠蔽した。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、『銀行の闇』が銀行員個人が銀行内で、ダミー名義で預金担保債権（定期預金・通知預金）と質権設定承諾書を偽造し、銀行内で発生した「被害金」総額 630 億円（13 件）をデッチ上げたのです。

皆様は、前述した（第2章）をすでにお読みいただいています。

『真実』

はじめから『この世に存在しない』犯罪！

平成3年6月13日、オリックス・アルファは秋葉原支店と他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔ノンバンク」システムどおり「BIS規制8%」クリア操作用の民事取引を行い金利を得ていたのです。

そこに、オリックスアルファが被害者になれる「金融犯罪」は何処にも存在しない。オリックスアルファは「BIS規制8%」クリア操作用の他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」をシステムどおり行った事実を、取引に使用された「約束手形債権」（CP）金融商品一式が立証した。

オリックスアルファが被害者になれる「金融犯罪」は、はじめから『この世に存在しない』即ち、大蔵省「銀行局」の方針に従い、東海銀行が『銀行の闇』闇の執行人となり『告訴状』をデッチ上げた『闇』を告発する。

私は、大蔵省「銀行局」と東海銀行が『銀行の闇』となりデッチ上げた『告訴状』で「29年の時と財産」を奪われたのです。

皆様、法律の問題でなく社会の常識で、この荒唐無稽、漫画チックな、そして非道・残酷・残虐な「告訴」を『審判』してください。

以下のことに、気付くはずです。

この告訴状は、自行の行員を銀行内の不正で刑事罰を求める告訴です。

自行行員に刑事罰を求めるのですから、犯罪者となり、銀行員の人生を奪うことです。皆さんが、東海銀行の立場ならどう考えますか？そして、不正が発覚したらできることなら懲戒解雇をして内密に処理したいと思いませんか？

そもそも、東海銀行は、一般公衆の大切なお金を預かり、業務をなしているものであり、絶対に行員の不正などあってはならないのです。

ですから、自行行員をこのような告訴状で、告訴するからには、慎重に慎重を重ね、徹底的に内部調査を行い、断腸の思いで告訴するのです。

平成3年7月26日、銀行員の不正が発覚し、平成3年7月29日「告訴」ができますか？平成3年7月26日は金曜日です。何が『事件が発覚した26日夕方から失踪した』報道した記者は国民をなめるな！ふざけるな！

金額が総額630億円（13件）と東海銀行秋葉原支店の預金額より多い金額です。それも非常識な大手都市銀行を舞台にした田舎芝居を3日、連続報道した、自分達の記事が「ペンの暴力」となることを自覚すべきなのです。

大蔵省は督責任として銀行局局长・銀行課課長・頭取が引責辞任するような重大な事件です。誰も責任を取らず、銀行員のモラルとして片付けた。

直視！

富士・協和埼玉・東海銀行
「責任のとり方」も世間の感覚とズレ
免停言えない「架空預金」のお粗末

「記者が次々に本店に押し寄せ、その様子を見て、思わず涙が出そうになった」と富士銀行のある中堅行員は言う。「なぜか泣きだす」

「書損した証書は通常、後席者二人の立ち会いで廃棄されるが、渉外課長と営業課長代理が共謀して、ため、87年9月から今年5月まで発給した。二人は史書のない質権設定承諾書も発行していた。同行の友田久常務は、「こういふケースでは大口出入管理表や定期性預金の新規・解約表、月次の検査などで何重ものチェックがかかると、管理システムに弊害はなかったが、支店長、副支店長が多忙で運用面が甘かった」という。

7月25日に発覚した富士銀行の架空預金事件は、こんなことが本場に起こりうるのかと目を疑わせた。事件の概要は富士銀行の赤坂、日比谷、神田東の三支店から架空の預金証書が持ち出され、それを担保に取引先がノンバンクから巨額の融資を受けていたという。その総額はノンバンク一六社、取引先二二社合計で二六〇億円にのぼる。富士銀行は発覚のあった赤坂支店の元渉外課長と元営業課長代理、日比谷支店の元次長兼渉外課長を有印私文書

いた。書損した証書は通常、後席者二人の立ち会いで廃棄されるが、渉外課長と営業課長代理が共謀して、ため、87年9月から今年5月まで発給した。二人は史書のない質権設定承諾書も発行していた。同行の友田久常務は、「こういふケースでは大口出入管理表や定期性預金の新規・解約表、月次の検査などで何重ものチェックがかかると、管理システムに弊害はなかったが、支店長、副支店長が多忙で運用面が甘かった」という。他行では「担当者がポイド判にして上司へ事務担当次意に持っていったと書いてハンコを押す。書損であつた」といふ。だが、それで二六〇億円もの「信用創造」に協力するなど常職では考えられない。あるいは、文字どおり生命的にも「追い込まれて」たのか。真相は今後の警察の捜査を待つしかない。



浮かない表情の富士銀行幹部（左＝山本副頭取、右＝友田常務）

「操作をしばしば行う。東海のケースは、おそらくその愛型だったと推測される。例えば、取引先AがノンバンクBから三ヶ月の期末でカネを借りて、東海に通知預金を入れ、その預金通帳等をノンバンクに担保として差し出す。Aは一月で通知預金を解約し、返済までの残り二ヶ月間、株や土地で運用する。これによって東海には通知預金が一月間入る。Aは二月間は実質無担保で資金を借りられたことになる。ノンバンクBの手元には一応正式な銀行印が押された預金担保および質権設定承諾書があるから、Aからの返済が滞っても質権を行使できる。パブルささえ潰れなければ、うまく回り続けるスキームだ。

富士銀行は昨年、大阪府民信用組合に安易に大口定期預金を預けし、七五〇億円近い融資を引き受けるハメに陥っている。最終的な借付つき額はともかく、今回の貸し先の多くは不動産業者であり、返済規制が敷かれる中で、これだけの借付が膨らむことは、それだけで頭が痛い。架空預金の存在を認める記者会見に、富士は山本恵朗副頭取が極小罪罪した。これに愧ずかのように、協和埼玉、東海もそれぞれ副頭取が出席した。だが、銀行業としての「基本動作」ができていなかったわけだから、トップ自らが説明、謝罪すべきではなかったか。まだどこも経営責任をとっていない。証券不祥事でもそうだったが、銀行界の「常識」は世間常識とかなり隔絶したものに近づいてはしまいか。もはや、取返主義の弊害云々と議論している場合ではない。銀行法第四條には銀行の資格要件として次のように記されている。「その人的構成に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができると認められる者」である。銀行法が置いてある。

この記事は東洋経済新報社「金融ビジネス」の記者が取材し掲載したものです。

富士銀行副頭取です。

経営の万般を抜本的に見直してゆく

経理・金融・証券不祥事



SPECIAL REPORT

富士銀行副頭取(体質改善委員委員長) 南 敬介



一個人の問題ではなく
——残念ながら、巨額の債権回収証券事件が起つてしまいましたが、先ほどの買入事件のようにとらえているのか
七月に記者発表した際に、「非常に不心得な一行為の不正な事故」ということで、個人の不正行為であることやや強調したような経緯で新

今回の事件の背景には、収益至上主義に走り、全体としてのバランスを崩し、管理ルールを守ることが出来てしまったというものがあられる。業績を牽引している表彰制度、元となっていた経営計画まで総合的に見直したい。体質改善委員会として一〇月の支店長会議で全体的な改革案を打ち出す予定だ。
間などでは取り上げられた。基本的には、とんでもない人が、とんでもない事象を起こしたという認識だ。ただ、結果であるにせよ、実際にそういう人が当行から出て、不正を行ない、犯罪を引き起こし、しかも長い期間発見できずに、大きなものになってしまったという点については、一個人の問題だということではなく、むしろ片づけられているとは考えていない。

ことが劣後してしまっただけと思う。まず、金融機関を巡る課題の問題だが、六〇年代というのは、金融が激変してきた時代だ。また金融機関のみならず例のG5以後の急激な円高に対応した産業界のリストラクトやリテラシーを四消にするために、どうしても低金利策、あるいは金融緩和策を政策的にもとらざるを得ないという大きな社会経済環境の変化があった。そこからパブルも発生した。金融機関だけを見ても、六〇年四月にM.M.C.が発売になり、G5の直後一〇月から大口定期の発売を開始した。いわば預金金利の自由化が

本格的に動きだした時期だ。そして業務の自由化もあった。従来取り扱えなかった仕事も、徐々に銀行固有の仕事としてできるようになっていった。とくに証券業務あるいは国際的な業務など。
収益至上主義へ走った
そうしたなかで、いちばん大きかったのは金利の自由化の進展だ。従来は調達コスト収益という算式が成り立っていた。しかし、これがガラリと変わり、調達面ではマーケットのレートと変わらないような金利で調達し、むしろ運用で収益を確保しなくてはならないという変遷の時代があった。
そこで、思いついたリテイル分野での貸出資産の進化、あるいは良質な収益性の高い運用を確保するというように戦略的に転換していった。ここで、金融緩和期が重なったこともあり、リテイルの運用面でもかなり思いきった拡張主義を遂行して進めていった。そして従来の商業銀行が伝統的に顧客として扱っていた大企業あるいは中堅中小企業も含

めて、通常の事業資金金融という分野から、ややパブルに乗ったような金融分野、たとえば不動産関係やゴルフ場、リゾート開発、娯楽によって対テック資金など、六〇年代以前にはマーケットをおいていなかったような分野に一気に飛び出していった。これらは、銀行にとって不慣れなものでもあり、なおかつ相当な準備金、手当てを要する分野であったにもかかわらず、不用意に相当な融資を急遽に展開していったわけだ。
次に、銀行の主体的な面だが、量の拡大がその主な収益に結び付かなかった半面、量を伴わなくても収益を量るのチャンスが出てきた。当行は量の面では大きかったが、そうした環境は、単に観念的なリテイル・ディング・バンクではなく、事業上の収益ナンバリング銀行になるような動きがあるという上方志向を強く喚びかせる結果となった。つまり収益至上主義、業績至上主義、マカ、それができる営業店長、営業マンが評価されるという仕組みに動いていった。
——それは金融機関にも当てはまるのではないかと

そうかもしれないが、富士銀行の場合、他より上方志向がやや強かったかもしれない。いつでも収益ナンバリングを握る位置にあったからだ。
——そうしたなかで内閣チェック体制が甘くなっていたということも、後以上であったとは思わないが、これほどの事件を引き起こした以上、管理にどこか甘さがあったことは否定できない。
当初から公表の予定
富士銀行の債権に属していたという印象はないが、それがいかに大きな問題だ、取引先、顧客が富士銀行に対する信頼を取り戻すことは、何よりも重要だ。事件発表後の取引先の反応は、「まさか富士銀行で」という反応だ。「税金だ、二度と起こってほしくない」というのが半ばどころだらう。——体質改善委員会は事件発表の直後に設置されたものか

事件の発表は七月だが、発表したのは六月の初め、そして、金額の大きさなど内容については六月の中旬ごろにはわかってきたので、緊急に支店長会議を開き、同僚の事故が他店でもあったら大変なことになるの、異例な取引を中心に検証後を行った。ちようど橋本頭取も六月の総会で任命されたが、五月末の取締役会で内定しており、事件が出てきたときにはすでに内定していたわけだ。
——本件については当初から監断をし、世の中にも明らかにしてはならないことであるということとは覚悟している。ただ、行内のどのように対処をつけるかが問題であった。たとえば規律、融資策、制度、運営などについて。そこで体質改善委員会を七月に入って半年に設置した。技術的に全面的な見直しをするのが目的だ。
——大阪府民住用組合の問題とは関係がないという保証はないけれども、まったく関係ないとはいえないが、府民債組の問題は、五月に大阪府と府民債組が再建計画を発表し

(第4章) をもう一度審判してください!

富士銀行は平成3年7月25日、新聞報道する前に「被害金を肩代わり」という『粉飾決済』を終わっていた。

平成3年6月9日から7月28日まで50日間も赤坂支店行員を千駄ヶ谷の寮に缶詰にして等と問答されていることが、マネーゲーム「国政と金」利権政治自民党派閥政治の温床なのです。「森友学園」事件同様に、金融護送船団がどれだけ国民軽視を続けている現状が理解できるはずですよ。

大蔵省「銀行局」は、各銀行が銀行のダミー預金者を捏造して、銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額な「数字」の損失金を収束処理することが出来なければ銀行は破綻します。そうなれば金融経済社会は破滅し大蔵行政の不正と腐敗が公になるのです。公になれば金融経済社会が破滅するのです。

東海銀行副頭取です。

特集 金融・証券不祥事

業務運営全体を刷新しスキのない体制をつくる

東海銀行副頭取(業務刷新委員会委員長) 稲垣伊久男



SPECIAL REPORT

経営面全体の刷新が必要だ
—八月二日に業務刷新計画をまとめたが、その本質は、事件を未然に防止できず大きな金額の不祥事につながったのは、銀行にも悪影響があったといえる。そのために全行的な取組みをしていく。頭取が委員長、私が副委員長、関係各部の部長が委員となった。業務刷新委員会をつくり、このほど業務刷新計画を策定した。そのうち事務手段面などで実施できるものはすぐに取り組み、行員のなかでも金額の大きさに対する感覚が多少マシにしていたと考えている。しかし、むずかしいことではあるが、どういう性格のものにもあっても銀行員として見なくてはならない原理、原則があるというところだと思ふ。

第五に、営業店評価も見直し、これまで事務評価では物産北のウェイトが高かったが、今後、事務品質を重視するとともに、これまで事務実績を業績評価の足切りとしていたペーパーを上げる。また、これまで支店運営のなかで、店内の風通しをよくし、マネジメントといった定性的評価も入れていく。定量的なものに偏っていたが、定性的な評価も入れていく。

第六に、業務刷新の足場を固める。まず、重要物件の管理強化、管理資料の整備充実といった事務手段の見直しを行う。

第七に、業務刷新の足場を固める。まず、重要物件の管理強化、管理資料の整備充実といった事務手段の見直しを行う。

業務刷新計画のポイント
—まず、重要物件の管理強化、管理資料の整備充実といった事務手段の見直しを行う。

業務刷新計画のポイント
—まず、重要物件の管理強化、管理資料の整備充実といった事務手段の見直しを行う。

業務刷新計画のポイント
—まず、重要物件の管理強化、管理資料の整備充実といった事務手段の見直しを行う。

業務刷新計画のポイント
—まず、重要物件の管理強化、管理資料の整備充実といった事務手段の見直しを行う。

東海銀行副頭取は銀行内で銀行員が個人的にダミー名義の預金担保債権（定期預金・通知預金）と質権設定承諾書を偽造し総額630億円（13件）を騙し取り費消した被害者を銀行、加害者を銀行員個人と、はじめから『この世に存在しない』不正融資事件をデッチ上げ警視庁に告訴（火をつけ）たのです。

大蔵省「銀行局」の方策に従い、金融機関一体で『銀行の闇』となり「BIS規制8%」クリア操作を犯して、秋葉原支店が銀行ぐるみダミー預金者名義で発生させた総額630億円という「数字」の損失金を「粉飾決算」処理をした。

東海銀行は「BIS規制8%」クリア操作「大型案件の仕掛け」の功績で、平成2年11月4日頭取表彰まで受けた支店長代理得意先係 銀行員個人に「汚れ役」を押し付け、責任を背負わせたのです。

能力開発調書「大型案件の仕掛け」を検証ください！

「能力開発調書」は検察官が(甲3号証)東海銀行検査部長が提出したものです。

能力開発調書

10/25

秘 平成1年度能力開発調書 5/1大

総合職コース 主 事 666 秋葉原支店 氏名コード 34752 氏 名 森 本 享

現 任 当 前 職 務 得意先(新規) C1, C2, C3

現 任 格 昇 格 月 63/1

昇格に関する意見
10. すぐにも昇格させたい
20. 1年以内に昇格させたい

職務遂行 業績評価	A	B	C1	C2	D	E
職務に対する 関心・態度 評価	A	B	C1	C2	D	E
現任格昇格 能力評価	A	B	C1	C2	D	E
総合評価	A	B	C1	C2	D	E

この1年間の活躍振りについて具体的なかつ簡潔に記入する。

1. 当年度の目標・課題 ①法人新規獲得 10社 ②長期貸付取組 50億円 ③借入の業務管理(時短等) 改善 ④新規事業の活性化の推進	2. 目標・課題に対する実績・成果 ①法人新規獲得実績 10社(予定比) ②長期貸付取組 19億円(予定比) ③一時預り業務を体系的に整理し、部下の指導に熱心に取り組むことで、借入の業務管理の改善が実現した。 ④新規の取組を積極的に推進し、新規の獲得に貢献した。	3. 目標・課題へのプロセス・努力度合 ①新規案件への取組に積極的な姿勢で、関係先との関係構築に努め、予定通り取組を進めた。 ②大型新規案件の獲得に積極的な姿勢で、関係先との関係構築に努め、成果を挙げた。 ③借入の業務管理の改善に積極的に取り組むことで、借入の業務管理の改善が実現した。 ④借入の業務管理の改善に積極的に取り組むことで、借入の業務管理の改善が実現した。	4. 今後の育成・活用方針、その他特記事項 得意先への積極的な指導と、借入の業務管理の改善に努めることとする。
---	---	--	--

部署長印 第1次評定者氏名 武田純男 指 関 者 氏 名 近 藤 謙

秘 平成2年度能力開発調書 5/1大

総合職コース 主 事 666 秋葉原支店 氏名コード 34752 氏 名 森 本 享

現 任 当 前 職 務 得意先(新規) C1, C2, B, C1

現 任 格 昇 格 月 63/1

昇格に関する意見
10. すぐにも昇格させたい
20. 1年以内に昇格させたい

職務遂行 実績評価	A	B	C1	C2	D	E
職務に対する 関心・態度 評価	A	B	C1	C2	D	E
現任格昇格 能力評価	A	B	C1	C2	D	E
総合評価	A	B	C1	C2	D	E

この1年間の活躍振りについて具体的なかつ簡潔に記入する。

1. 当年度の目標・課題 ① 貸付の取組の増加 法人新規獲得 ② 借入の取組 ③ 部下の指導・教育	2. 目標・課題に対する実績・成果 ① 貸付の取組の増加に努め、借入の取組も増加した。 ② 借入の取組の増加に努め、借入の取組も増加した。 ③ 借入の業務管理の改善に努め、借入の業務管理の改善が実現した。	3. 目標・課題へのプロセス・努力度合 ① 貸付の取組の増加に努め、借入の取組も増加した。 ② 借入の取組の増加に努め、借入の取組も増加した。 ③ 借入の業務管理の改善に努め、借入の業務管理の改善が実現した。	4. 今後の育成・活用方針、その他特記事項 借入の業務管理の改善に努めることとする。
---	---	---	---

部署長印 第1次評定者氏名 武田純男 指 関 者 氏 名 近 藤 謙

「能力開発調書」では、平成1年秋葉原支店長 高柳 裕、 主席次長 近藤譲得意先係次長 武田純男、 平成2年本谷紘三、 得意先係次長 武田純男、 主席次長 近藤譲が『最大のテーマである収益対策では、**新規獲得法人中心に大型案件の仕掛けは成功し流動性預金拡張に努め功績大であった**』銀行員を功績大と賞賛したのです。

即ち『最大のテーマである収益対策では、ダミー預金者名義の新規獲得法人中心に国際決済銀行（BIS）に挑戦した極秘「特別プロジェクト」内で「BIS規8%」クリア操作用に預金担保債権「約束手形債権」（CP）金融商品を偽造した大型案件の仕掛けは成功し、ダミー預金者名義の大口預金拡張に努めた』銀行員（企業戦士）を功績大と東海銀行が頭取表彰したのです。

頭取表彰！

二審「東海銀行秋葉原支店、行員の証言」速記録です。

<p>秋葉原支店の中身を聞いてるんでしょうか。</p> <p>それは特には聞いておりませんが、もう評判は、ある面では表彰を受けたということで聞いておりましたので、あえてこちらから聞くこともございませんし、こういう状況で支店の業績が非常に高い位置にあるということは、あえて説明は受けてないように記憶しております。</p> <p>証人は東海銀行にお勤めであると、渋谷支店におられるということだけでも秋葉原支店のそういった評価は聞いておったと。</p> <p>はい。</p> <p>それから森本の評判も聞いておったと。</p> <p>森本の評判というよりも、やっぱり表彰されたというのは、全店に通知なり回覧がまいりますので、新規担当者ということで表彰を受けたということは聞いておりました。</p>	<p>裁 判 所</p>	<p>しかし、秋葉原支店はそういう流動性預金が非常に多いという評判は聞いていたと、こういうことですね。</p> <p>はい。</p> <p>あなたの前任者である森本は、平成二年の秋、そういう新規開拓とか、あるいは流動性預金の獲得に多大な貢献があったという、それなどを理由に頭取表彰を受けてる、そういう成績優秀な支店長代理であるという説明は受けてたんでしょうか。</p> <p>それは受けておりました。</p> <p>そうすると、東海銀行秋葉原支店の、今おっしゃった流動性預金が極めて多いとか、これは主に森本が獲得してるというような評判だったんでしょうか。</p> <p>ええ、そういうふうには聞いておりました。</p> <p>それは発令に当たっても聞き、あるいは秋葉原支店に行って、例えば支店長さんとか近藤主席次長とか、いわゆる店長席ですよね、そういう方からも秋</p>
---	--------------	---

大蔵省「銀行局」の方針に従い、東海銀行もダミー預金者に知られること無く銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額な「数字」の損失金を収束処理するた銀行員個人が犯した、はじめから『この世に存在しない』預金担保融資事件話を、富士銀行同様にデッチ上げなければ我が国の金融経済社会は破滅する以外なかったのです。

大蔵省「銀行局」の指示で、東海銀行が国際金融戦争用に開設した極秘「特別プロジェクト」内で銀行ぐるみ不正と腐敗を撒き散らした国際金融犯罪が元凶となり狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」の構築と崩壊を招いたマネーゲーム「政治と金」利権政治と断罪する、ダミー預金者名義で巨額な「数字」の損失金を発生させた「バブルの正体」が公になれば金融経済社会が破滅するのです。

それでも、まだ「法治国家」と言えますか？

経済大国と言われている日本の大手都市銀行が、銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額な「数字」の損失金を隠蔽するため、銀行員個人の基本的人権を無視して「犯罪者」に仕立て上げてまで「巨額被害金」をデッチ上げる必要がどこにありますか？余りにも悲しい、人間の仕業とは到底考えられない隠蔽工作なのです。

瑞岩 成氏貴殿に『室岡塾』塾長として公開質問する。

①貴殿は『東海銀行の東京・秋葉原支店で起きた不正融資事件で、ノンバンクから融資を引き出すために使われた質権を偽造した、前支店長代理（38）が所在不明になっていることを28日明らかにし、事件が発覚した26日夕方から失踪した』このように記者会見で公表した。

『秋葉原支店で起きた不正融資事件』
どこに『不正融資事件』がありますか？

貴殿の「大嘘」を立証します

『不正融資事件』は、はじめから『この世に存在しない』即ち、大蔵省「銀行局」の方針に従い、東海銀行が『銀行の闇』闇の執行人となりデッチ上げた。

②貴殿は『最初が1990年3月7日、最後が前支店長代理が虎ノ門支店に異動を発令された翌日の91年6月28日計480億円分（9件）は6月に預け入れが集中しており』と記者会見で公表した。

虎ノ門支店に異動した人間が、どうやって『翌日の平成3年6月28日』番号63・64・66合計130億円を、番号68・69起訴（一）100億円と番号72起訴（二）30億円を用いて、返済している「事実」を知ってるのですか？何も知らないで大蔵省「銀行局」の方針に従ったのですか？

貴殿の「大嘘」を立証しますから証拠を検証ください。

秋葉原支店、他行預金担保融資取引の実態！
東海銀行 / 秋葉原支店 融資年月日順の融資状況一覧表

3-12

東海銀行 / 秋葉原支店 融資年月日順の融資状況一覧表

番号	融 資 年月日	融 資 金 額	ノ ン バ ン ク	借 入 名 義 人	担 保 物 件		質 押 有 無	抵 押 有 無	保 証 有 無	完 済 日	備 考
					設 定	取 除					
1	62. 3.11	2億円	㈱セントラルファイナンス	日興通商㈱	○		無	○		62. 4.13	
2	62. 5.25	3億円	㈱セントラルファイナンス	日興通商㈱	○		無	○		63. 4.27	
3	62. 8.31	7千6百万円	協和商工信用㈱	那須洋司		○		○		元. 5.31	株 担
4	62. 9.25	7千万円	㈱日貿信	日本ジョイントベンチャー㈱		○		○		63. 5.27	株 担
5	63. 3.10	1億円	㈱日貿信	日本ジョイントベンチャー㈱	○		有	○		63. 7.11	
6	63. 3.16	10億円	協和商工信用㈱	清川銀浩	○		有	○		63. 4.14	
7	63. 4.11	10億円	㈱日貿信	日本プレジジョン㈱	○		有	○		63. 7.11	
8	63. 5.20	1億3千万円	㈱日貿信	那須洋司		○		○		元. 4.18	株 担
9	63. 6.10	10億円	協和商工信用㈱	清川銀浩	○		有	○		元. 5.10	
10	63. 7. 8	10億円	㈱セントラルファイナンス	日本プレジジョン㈱	○		無	○		63.11. 8	
11	63. 8. 9	25億円	協和商工信用㈱	日本プレジジョン㈱		○		○		63.12. 9	不動産担保
12	63. 9.16	10億円	㈱日貿信	日本プレジジョン㈱			無	○		元. 3.17	
13	63.10.21	15億円	協和商工信用㈱	日本ジョイントベンチャー㈱	○		無	○		63.11.21	
14	63.12. 6	5億円	㈱セントラルファイナンス	日本プレジジョン㈱	○		無	○		元. 3.31	
15	元. 1.31	5億円	協和商工信用㈱	那須洋司	○		無	○		元. 4. 3	高柳支店長
16	元. 3.15	10億円	㈱セントラルファイナンス	日本プレジジョン㈱	○		無	○		元. 3.31	
17	元. 3.15	22億円	㈱日貿信	㈱一休	○		有	○		元. 5.28	
18	元. 3.17	17億円	㈱日貿信	日本ジョイントベンチャー㈱		○		○		元.11. 2	不 動 産
19	元. 3.23	30億円	㈱日貿信	日本プレジジョン㈱	○		有	○		2. 7. 6	
20	元. 3.28	15億円	協和商工信用㈱	日本プレジジョン㈱	○		無	○		2. 3. 2	
21	元. 6.12	10億円	㈱日貿信	日本ジョイントベンチャー㈱	○		有	○		元. 7. 3	
22	元. 6.15	50億円	㈱日貿信	㈱ジェイ・イー・シー	○		有	○		元. 7. 3	
23	元. 6.19	3億円	㈱日貿信	㈱日興通商	○		有	○		3. 3.29	
24	元. 7.21	5億円	㈱セントラルファイナンス	那須洋司	○		無	○		元.10.23	

3-13

番号	融資年月日	融資金額	ノンバンク	借入名義人	担保物件		譲渡	保証	返済人	返済日	備考
					譲渡	譲渡					
25	元・7.28	10億円	協和商工信用㈱	清川銀浩	○		有	○		2.10.30	
26	元・7.31	5億円	㈱セントラルファイナンス	㈱一休	○		有	○		2.4.3	
27	元・8.10	10億円	㈱日貿信	㈱三信企画	○		有	○		2.11.30	
28	元・9.14	40億円	㈱セントラルファイナンス	日本プレジション㈱	○		有	○		元・9.29	
29	元・9.14	40億円	㈱セントラルファイナンス	日本ジョイントベンチャー㈱	○		有	○		元・9.29	
30	元・10.31	20億円	㈱日貿信	㈱エムアンドエム	○		有	○		2.11.30	
31	元・11.15	5億円	㈱セントラルファイナンス	㈱三信企画	○		有	○		2.2.23	
32	元・11.30	20億円	協和商工信用㈱	清川銀浩	○		有	○		未返済	
33	元・12.27	5億円	㈱セントラルファイナンス	那須洋司	○		有	○		2.3.30	
34	元・12.28	20億円	㈱セントラルファイナンス	日本ジョイントベンチャー㈱	○		有	○		2.1.8	
35	2.2.14	30億円	㈱日貿信	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○		有	○		2.12.14	
36	2.2.20	5億5千万円	協和商工信用㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○		有	○		2.8.20	札幌支店代払
37	2.3.7	20億円	協和商工信用㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○		有	○		未返済	
38	2.3.16	8億円	協和商工信用㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○		有	○		2.6.18	札幌支店代払
39	2.3.23	10億円	㈱日貿信	㈱ジェイ・イー・シー	○		有	○		2.12.25	
40	2.5.11	5億円	協和商工信用㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱		○			○	3.5.31	
41	2.5.17	10億円	協和商工信用㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱		○			○	3.5.31	新倉新事業支店代払
42	2.5.31	20億円	協和商工信用㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○		有	○		未返済	
43	2.6.15	40億円	協和商工信用㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱		○			○	2.12.14	不動産担保
44	2.6.27	10億円	㈱セントラルファイナンス	那須洋司	○		有	○		2.9.3	
45	2.6.29	10億円	㈱セントラルファイナンス	清川銀浩	○		有	○		2.9.3	
46	2.7.11	30億円	協和商工信用㈱	㈱出島運送	○		有	○		3.3.29	
47	2.7.30	3億1千万円	協和商工信用㈱	那須洋司		○			○	未返済	株担
48	2.7.31	50億円	㈱日貿信	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○		有	○		2.11.30	

3-14

番号	融資年月日	融資金額	ノンバンク	借入名義人	担保物件		譲渡	保証	返済人	返済日	備考
					譲渡	譲渡					
49	2.8.17	50億円	㈱日貿信	㈱出島運送	○		有	○		未返済	
50	2.9.14	50億円	㈱日貿信	㈱泰斗	○		有	○		2.9.21	
51	2.9.14	50億円	㈱日貿信	㈱北見事務所	○		有	○		2.12.3	
52	2.9.18	63億円	㈱日貿信	㈱マノエイジェンシー	○		有	○		2.9.28	
53	2.10.23	20億円	協和商工信用㈱	清川銀浩	○		有	○		3.1.30	
54	2.10.31	30億円	協和商工信用㈱	㈱一休	○		有	○		3.2.1	
55	2.11.7	10億円	協和商工信用㈱	出島道夫	○		有	○		2.12.7	
56	2.11.21	30億円	㈱日貿信	㈱一休	○		有	○		未返済	
57	2.11.22	90億円	オリックス㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○		有	○		3.3.29	
58	2.11.22	50億円	総合ファイナンスサービス㈱	㈱北見事務所	○		有	○		3.3.28	
59	2.11.30	50億円	オリックス㈱	㈱出島運送	○		有	○		3.4.30	
60	2.11.30	50億円	㈱日本流通リース	㈱出島運送	○		有	○		3.3.27	
61	3.1.28	20億円	アポロファイナンス㈱	㈱北見事務所	○		有	○		3.3.7	
62	3.1.30	20億円	㈱日貿信	㈱三信企画	○		有	○		3.3.29	
63	3.2.25	50億円	オリックス・インテリア㈱	㈱ロードモーターズ	○		有	○		3.6.28	
64	3.3.15	30億円	オリックス・インテリア㈱	㈱泰斗	○		有	○		3.6.28	
65	3.3.25	50億円	㈱日貿信	㈱ジェイ・イー・シー	○		有	○		未返済	
66	3.3.26	30億円	オリックス・アルファ㈱	㈱ナミテツ	○		有	○		3.6.28	
67	3.6.7	50億円	オリックス・アルファ㈱	那須洋司	○		有	○		未返済	
68	3.6.13	50億円	オリックス・アルファ㈱	㈱マッシュ	○		有	○		未返済	
69	3.6.13	50億円	オリックス・アルファ㈱	㈱ウエイアウト・スポーツ	○		有	○		未返済	
70	3.6.14	50億円	オリックス・インテリア㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○		有	○		未返済	
71	3.6.14	50億円	オリックス・インテリア㈱	㈱出島運送	○		有	○		未返済	
72	3.6.20	30億円	協和商工信用㈱	㈱ウエイアウト・スポーツ	○		有	○		未返済	

2-15

73	3.6.20	50億円	総合ファイナンスサービス㈱	関インフォメーション・オフリング・システム	○	有	○	未返済
74	3.6.28	50億円	総合ファイナンスサービス㈱	輸出島運送	○	有	○	未返済
75	3.6.28	100億円	総合ファイナンスサービス㈱	輸出島運送	○	有	○	未返済
総融資金額 1,930億3,600万円 総返済金額 1,257億2,600万円 未返済総額 673億1,000万円								

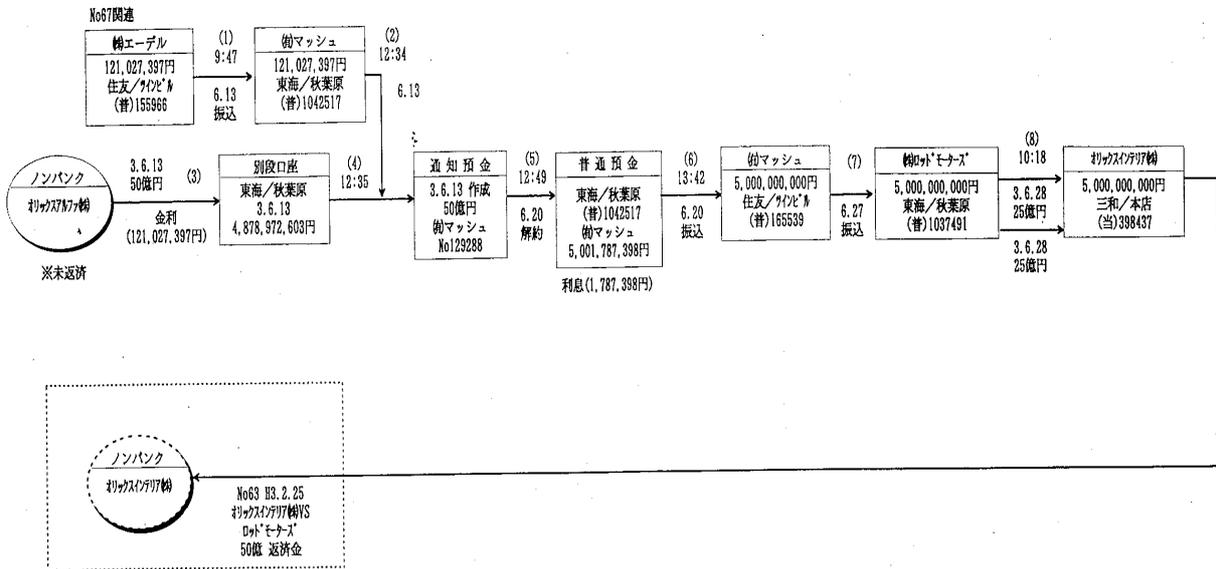
貴殿は『翌日の平成3年6月28日』番号68・69起訴（一）100億円と番号72起訴（二）30億円を用いて、番号63・64・66合計130億円を秋葉原支店が運用してる「事実」を「知っていた」から隠蔽した。回答する責任があります。

チャート NO68を検証ください。

No68

No68 オリックス77777777 VS 街マッシュ 融資金（50億円）の流れ(3.6.13分)

※H3.6.13 那須洋司より(株)エーデルに30億入金 (No67 オリックス77777777)



誰が、見ても分かるように起訴状（一）平成3年6月28日、私が犯罪を犯して金利1億2000万も用意して、全く関係ない秋葉原支店のダミー名義会社 ロットモーターズ、チャート 番号63の返済金50億円に使用されています。

起訴状（一）ウェイアウトスポーツとマッシュの100億円は平成3年6月28日私と全く関係ない秋葉原支店のダミー名義会社の返済金に使用されています。秋葉原支店極秘特別「プロジェクト」内で秋葉原支店ぐるみ作成した秋葉原支店のダミー預金者ウェイアウトスポーツとマッシュ名義で、他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」として行った「BIS規制8%」クリア操作資金を立証した。

重要なことなので、もう一度申し上げます。

平成3年6月13日、他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を行いシステムどおり7日後の20日に解約して住友銀行ツインビル支店のウェイアウトスポーツとマッシュ名義の普通預金口座に送金し運用した「証」を残し、また7日後の27日、秋葉原支店に戻り28日チャート63の返済を行っているだけで不正融資事件は存在しない。

貴殿に②公開質問する根拠は、起訴（一）マッシュの50億円とウェイアウトスポーツの50億円、そして起訴（二）ウェイアウトスポーツの30億円総額130億円は、平成3年6月28日私と全く関係ない秋葉原支店のダミー名義会社番号63・64・66が運用した返済金に使用されているからなのです。

③貴殿に公開質問する。『銀行員個人が「通知預金通帳」と「質権設定承諾書」を偽造した「有印私文書偽造同行使」罪と告訴したが本当に「通知預金通帳」と「質権設定承諾書」を偽造したのか？

貴殿の「大嘘」を立証しますから証拠を検証ください。

※取引関係書類 (A) 約束手形 (B) 通知預金通帳 (C) 預金払戻解約請求書これらが一体となって「約束手形債権」つまり秋葉原支店が「BIS規制8%」クリア操作をする目的用に作成した預金担保債権流動化目的とした、預金担保債権「約束手形債権」(CP) 金融商品一式なのである。

当然預金債権は「指名債権」であるから (D) 「質権設定承諾書」を用いた民法363条、第364条、第467条に則して実行したのである。

その証拠、

平成4年1月16日付け「債権譲渡契約書」です。

甲
第
一
八
號
證
明
書

債権譲渡契約書

平成4年1月16日

住所 東京都中央区京橋2丁目3番18号
債権人(甲) オリックス・アルファ株式会社
代表取締役 豊 勝

住所 名古屋市中区津三丁目21番24号
譲受人(乙) 株式会社 東海銀行
代表取締役 瑞 岩 成

オリックス・アルファ株式会社 を甲とし、 株式会社 東海銀行 を乙と
して、当事者間に下記の契約を締結する、

第1条
甲は、債務者(以下、丙という)株式会社 ウェイアウトスポーツに対する下記
債権を質権とともに代金金五拾億番千四百五拾七万零千九百零拾五円きもっ
て乙に譲渡し、乙はこれを譲り受け、双方間に代金の授受を行った。

第2条
甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した。

第3条
甲は、本契約と同時に丙あてに内容証明郵便による譲渡通知書を送付するものと
する。
ただし、譲渡通知書が丙に到達しない場合は、甲の責任において公示送達手続き
をとるものとする。

第4条
甲は、譲渡債権の瑕疵のうち、甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が存在しない
ことを保証する。
なお、譲渡債権について甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が判明した場合、
甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

第5条
丙に対する債権の回収について、甲は乙に協力するものとする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自署名・押印のうえ各1通を所持する。

記

1. 債権の表示
金五拾式億五千万円也
ただし、1991年6月12日付金銭消費貸借基本契約書に基づき平成
3年6月13日振出の約束手形による貸付金債権元本金五拾億円および
平成3年9月14日以降本日まで年14.6%の割合による遅延損害金
債権金共億五千万円

2. 質権の表示
平成3年6月13日付質権設定承諾依頼書並びに同日付第三債務者の承諾
に基づく質権

発行銀行名	株式会社 東海銀行秋葉原支店
預金種別	通知預金
通帳番号	129296-00001
預金金額	金五拾億円也
預入日	平成3年6月13日
預金名義人	株式会社 ウェイアウトスポーツ

以上

契約内容

第2条『甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した』このオリックスアルファ株式会社が東海銀行に交付した『債権証書その他の一切の書類』を、東海銀行が、預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式と立証した。

であるならば、秋葉原支店以外に作成出来ない「BIS規制8%」クリア操作の預金担保債権を装った「約束手形債権」と「質権」ー00001(預金債権)を用いた他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を立証した。

1、債権の表示 譲渡される債権は、「金52億5000万円也、但し1991年6月12日付金銭消費貸借基本契約書に基づき平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金債権元本金52億円及び平成3年9月14日以降本日まで年14.6%の割

合による遅延損害金債権金2億5000万円（原文まま）と記載されています。

2、 質権の表示

平成3年6月13日付質権設定承諾書並びに同日付第三者の承諾に基づく質権

発行銀行名	株式会社東海銀行秋葉原支店
預金種類	通知預金
通帳番号	129296-00001
預金金額	金五拾億円也
預入日	平成3年6月13日
預金名義人	株式会社ウェイアウトスポーツ

オリックスアルファ株式会社は『平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金元本金五拾億円及び平成3年9月14日以降本日まで、年14.6%の割合による遅延損害金債権金2億5000万円』と、平成4年1月16日迄の取引継続を立証したのです。

平成4年1月16日、東海銀行はオリックスアルファ株式会社と、お互いに「約束手形債権」と「質権」-00001(預金債権)を有効と確認した上で遅延損害金を14,6%（1億3457万4915円）で合意し「債権譲渡契約書」を締結した。

貴殿に③公開質問する根拠は、平成4年1月16日付け「債権譲渡契約書」を締結した東海銀行の当事者だからで「約束手形債権」（CP）金融商品一式（A）約束手形 （B）通知預金通帳 （C）預金払戻解約請求書（D）「質権設定承諾書」を用いた「BIS規制8%」クリア操作民事取引を「知りながら」大蔵省「銀行局」の方針に従い『銀行の闇』となり隠蔽したことである。

警視庁捜査二課が犯した違法捜査を立証します！

言語道断と表現する以外ない「基本的人権」の無視です。

東海銀行の「告訴状」を受理した警視庁 捜査二課は「被害者」マッシュとウエイアウトスポーツ代表取締役 から「50億円の質権設定承諾書」が交付された被害状況を聞くのが捜査の端緒ですから当然のこと聞きます。

ところが警視庁 捜査二課は「被害者」マッシュ・ウエイアウトスポーツ代表取締役から被害状況も聞かないのです。即ち、ウエイアウトスポーツ・マッシュが秋葉原支店のダミーであることを知ってるのです。

大蔵省「銀行局」の方針に従い『銀行の闇』に従い、
警視庁捜査二課は「被害者」から被害状況を聞かない！

その証拠が、前述した平成3年12月24日、ウエイアウトスポーツ社長吉川一を釈放する条件で逮捕し「室岡を何としても有罪にもっていきたいんだ！」「室岡だけがねらいだから！」全て『この世に存在しない』本件詐欺事件話の供述を取り釈放した事実です。（後に完璧な証拠を提示する。）

驚くことに平成3年5月にウエイアウトスポーツはペーパーカンパニーとして売却され、本件詐欺事件が行われたとデッチ上げた平成3年6月13日の後平成3年6月14日、取締役が全員辞任しています。代表取締役社長が28歳の吉川に入れ替わり、本件事件当時（平成3年6月）は休眠状態だったことが明らかになっています。

同様に マッシュも「甲161号証」会社登記簿謄本によれば 資本300万円の従業員三人で納税額がわずか8500円の小さな会社です。50億円の「約束手形」を振出す合理的な理由は何処にもないのです。ましてや秋葉原支店応接室で50億円もの「質権設定承諾書」を交付されることなどいわれなきことなのです。

経済社会の常識で、平成3年6月13日、休眠状態の会社が秋葉原支店内応接室で銀行員から偽造された「50億円の質権設定承諾書」を交付される合理的な理由は何処にもないことは警視庁の人間でなくとも誰でも分かる常識なのです。

本当に国民をなめきっています。

警視庁捜査二課は告訴状を読んだとき、「何なんだ？」と思いませんか？

告訴代理人弁護士を呼び出して、この預金者が50億円の質権をもらう理由は何か？と問い質しませんか？さらに言えばウェイアウトスポーツやマッシュを呼び出して、事実確認をしませんか？当然のことウェイアウトスポーツ・マッシュから各被害状況を聞くことが捜査の端緒です。

その時点で、この告訴状は、受理できない、告訴をした東海銀行の代理弁護人に「虚偽の告訴状」を突き返します。忙しい「顔を洗って出直してこい」と言います。

皆様は『審判』して下さい

本件詐欺事件の「逮捕状請求書」をデッチ上げた張本人！

それは平成20年10月2日、私が「懲役11年」の謂れなき刑を満期で刑務所から社会復帰したわずか3ヶ月後の平成20年12月18日です。

元警視庁警視、萩生田勝氏（平成3年警視庁特別捜査本部、東海銀行秋葉原支店事件捜査班、主任捜査員）が、当時（平成3年）の秋葉原支店事件を捜査した捜査状況を講談社が出版した『警視庁捜査二課』ノンフィクション本第三章バブル経済事件（東海銀行秋葉原支店不正融資事件）として、記載された内容が『リアル・ストーリー』暴露本（自白）となったのです。



警視庁に対して「誇りと無念を胸に秘めて」これこそ、萩生田勝氏が誇りを捨て『警察の闇』闇の執行人となり国策捜査を指揮し本件「詐欺事件」話を台本どおりデッチ上げた、張本人の暴露本(自白)だったのです。

私は、平成22年2月25日、東京地裁民事部に萩生田勝氏及び講談社を相手として「名誉毀損損害賠償請求」を提訴したのです。

平成24年6月11日、地裁で私と萩生田勝氏、相互に90分の証人尋問を行い萩生田勝氏は当時、警視庁特別捜査本部で東海銀行秋葉原支店事件捜査班50名の捜査員を指揮していた中心的人物であった事実を自ら「証言」し『警察の闇』が犯した国策捜査(職務犯罪行為)を暴露したのです。

平成25年1月23日、一審判決で「勝訴」したのですが平成25年1月31日、萩生田勝氏及び講談社が控訴し、平成25年4月22日、東京高等裁判所で控訴審が行われ即日結審したのです。平成25年5月29日午後1時10分「名誉毀損損害賠償請求」に勝訴し賠償金も頂きました。

東海銀行秋葉原支店不正融資事件 P94を検証ください。

バンクが何をしているところなのかもまったく知らなかったのです。そんな調子ですから、この東海銀行の事案がはたして犯罪になるのか、犯罪になるとしても何罪にあるのか、二課長以下、誰も知りませんでした。そんな頼りない知識だけで、私を含めほんの数名で「四五〇億円もの金の流れを追っていくことになりました。まだ捜査三課にパソコンを使いこなせる者がおらず、すべて手書きでの解明になりました。

ただ、東海銀行はわれわれの捜査に非常に協力的でした。検査部長と警視庁OBの二人がわれわれの窓口になつてくれ、毎日われわれのそばにやってくる「次のご命令」という調子なのです。検査部長はハラの据わった人で、「ある役員が山本と関係している」と週刊誌に書いてあるが」と私が言えば、「どうぞ自由にお取り調べを」といって役員への事情聴取の手はずを整えてくれるようなタイプの銀行員でした。「こんな資料を警視庁に提出して大丈夫なのか」とこちらが心配してしまったこともたびたびです。ですから東海銀行秋葉原支店は、土日も支店長をはじめ何人も役員が出勤していました。平日も私たちの捜査が終わるまで支店で待機するという協力態勢でした。

銀行や大会社の事件では、必ずといっていいくらい一部の幹部がしゃしゃり出てきては、「あれは駄目、これも駄目」と捜査の邪魔をします。ところが東海銀行は、終始「どうぞどうぞ」という心からの協力態勢で応じてくれました。検査部長のハラのテカさに本当に感謝しました。

(P94) 「ただ、東海銀行はわれわれの捜査に非常に協力的でした。検査部次長と警視庁OBの二人がわれわれの窓口になってくれ、毎日われわれのそばにやってきては『次のご下命を』という調子なのです」と明記しているのです！

これこそ、大蔵省「銀行局」の方針に従い『銀行の闇』と東海銀行が闇の執行人となり、秋葉原支店が被害者になる「被害金」をデッチ上げた「証」です。

何故、これほどまでして私を「被疑者」にするのですか！

国法を無視した、利益誘導に基づく「上申書」作りが暴露されているのです。まだまだありますが、本件「詐欺事件」を事件認定した著者本人が「事実」として国民（読者）に発表したことが、本件「詐欺事件」のデッチ上げを暴露しているのであり、この事実確認が、私の「真相」解明に決定的に役立ちました。

だからこそ、これらの記載された内容の「事実確認」を法廷で行うことが大事なことだと判断して、民事提訴に踏み切ったのです。

捜査権限を持ち、逮捕まで実行できる警視庁警察官が、自らの担当実績を引き上げるために、このような証拠書面の偽造と事件そのもののデッチ上げを平然と行って、挙句の果てにそのデッチ上げた事実を著書で出版するという事実が、一流の出版社たる講談社の信頼性を基盤として世に出されている現実を、皆様はどのようにお考えでしょうか！？

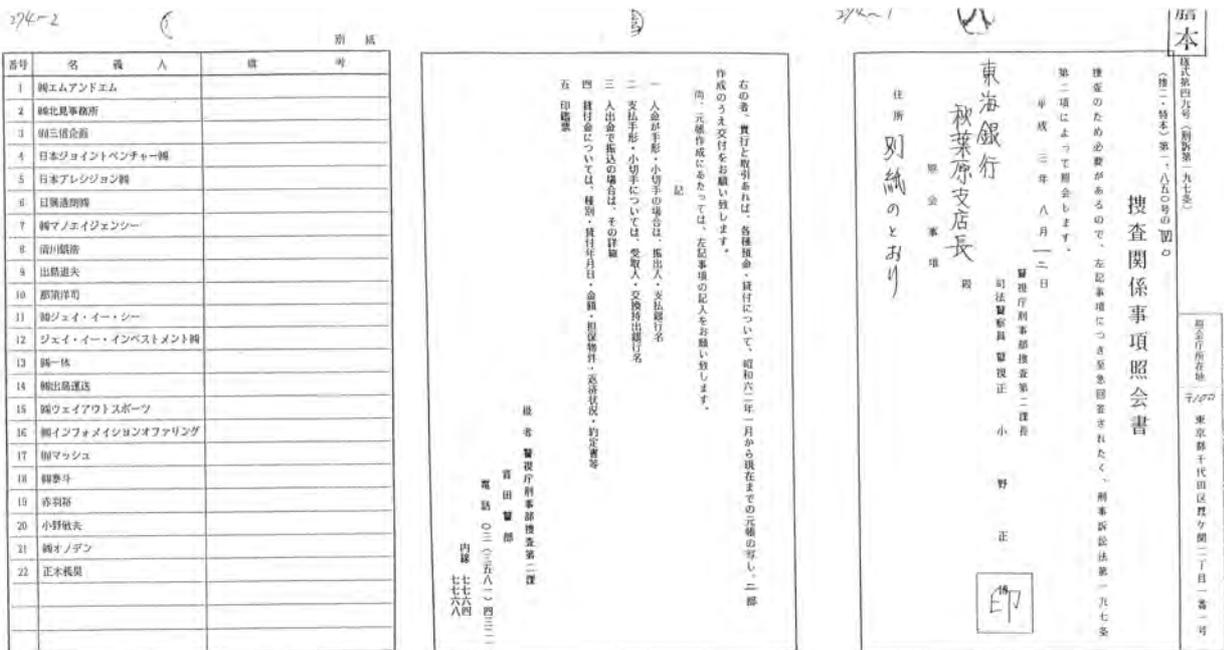
本件「詐欺事件」の被害者オリックス・アルファ株式会社は、秋葉原支店と国際決済銀行（BIS）を欺くために「BIS規制8%」クリア操作の他行預金担保融資取引を平成3年6月13日、秋葉原支店と実行しています。

断じて許されない！警視庁捜査二課が『警察の闇』となり違法捜査で『はじめからこの世に存在しない詐欺事件』をデッチ上げた暴挙なのです！

東海銀行の告訴を受理した警視庁捜査二課は、平成3年8月12日、捜査関係事項照会書を東海銀行秋葉原支店長に照会した。

警視庁は平成3年8月12日、捜査関係事項照会書で告訴を受理した、13件以外9件（22件）の「預金担保融資」事件の捜査していた。

- 1、入金の手形・小切手場合は振出人・支払銀行名
- 2、支払手形・小切手については、受取人・交換持出銀行名
- 3、入出金で振込の場合は、その詳細
- 4、貸付金については、種別・貸付年月日・金額・担保物権・返済状況・約定書
- 5、印鑑紙



平成3年9月18日、上記1～5、膨大な帳票類を用いて検察官立証証拠（甲129号証）を萩生田勝・川畑一廣・青木映が作成したものです。

警視庁捜査二課は銀行員個人が犯した「預金担保融資」取引を立証する融資金の流れを各帳票類で捜査し『平成3年9月18日、ノンバンクからの融資及び返済実態について捜査した結果は次のとおりであるから報告する』捜査二課長に報告した。

警視庁捜査二課は大蔵省「銀行局」の方針だから仕方なく「告訴状」（火つけ）を受理して『この世に存在しない』銀行員個人が犯した「犯罪」をデッチ上げ銀行の「免許取り消し」を回避したのです。

それは、私たちが納める「血税」で国を治める、自民党独裁政治の根幹を成す大蔵省金融族議員が、大蔵官僚と癒着して「国家予算」を奪い合う、その大蔵省トップ現職大蔵大臣が「BIS規制8%」クリア操作資金を流用した衝撃的事実が発覚した。

衝撃的事実！

大蔵省「銀行局」が、銀行と犯した国際金融政策の大失態「BIS規制8%」クリア操作で、巨額損失金を発生させた国際金融犯罪『国家犯罪』に海部内閣の国務大臣である大蔵大臣が関与した。

この事実が連日、国会の予算委員会で野党から自民党議員が牛耳る「金融政策」が金融経済社会を破滅寸前まで追い込んだ「金融経済の判断ミス」を追及された。

平成3年8月4日（月）

平成3年8月8日（木）

平成3年8月8日



富士銀行赤坂支店事件（2600億円）で告訴された渉外課長と現職大蔵大臣の不正融資疑惑が連日新聞各紙で報道され、マスコミが騒ぎ出しました。国会の予算委員会でも大蔵大臣の関係する不正融資が、連日野党から追及された。

しかし、大蔵省、キャリア 800 人、ノンキャリア 8 万人のトップ 現職大蔵大臣橋本龍太郎氏を逮捕すれば大蔵行政が崩壊し、海部内閣は潰れます。そうなれば、国民は自民党支配の「政党政治」銀行行政に対する信用の失墜は計り知れず、銀行に市民が押しかけ取り付け騒ぎが起きる。

海部内閣は現職の大蔵大臣橋本龍太郎氏に責任を取らせ辞任させた。

自民党政権の中核大蔵省の政治スキャンダルを潰す。

海部政権は「現職の大蔵大臣橋本龍太郎氏」のスキャンダルを潰さないと『国家犯罪』に、現職の大蔵大臣が関与して、巨額な資金を得ていた、マネーゲーム「国政と金」利権政治が暴露される。そうなれば、大蔵省金融護送船団が牛耳る金融行政が崩壊する。当然のこと、金融経済社会が破滅する危機的状況を外部に隠蔽する以外に方策がなかった。

現職大蔵大臣橋本龍太郎氏の身代わり、をデッチ上げるため『銀行員を陰で操る 3300 億円の黒幕』を登場させた！

平成 3 年 8 月 8 日 (木)

平成 3 年 8 月 9 日 (金)

平成 3 年 8 月 14 日 (水)



若干 41 歳「室岡克典」が『銀行員を陰で操る 3300 億円の黒幕』で登場。

大蔵省「銀行局」は、大蔵大臣のスキャンダルが発覚したことで、銀行内で処理する隠蔽工作が失敗し、変更した。

これまでの、隠蔽工作は、銀行内で銀行員が個人的にダミー名義の預金担保債権（定期預金・通知預金）と質権設定承諾書を偽造した被害者を銀行、加害者を銀行員個人と、はじめから『この世に存在しない』不正融資事件をデッチ上げた犯罪構造と犯罪取引構造では公判が維持できないのです。

そこで、大蔵省「銀行局」が新たな犯罪構造と犯罪取引構造を考案した『銀行員を陰で操る3300億円の黒幕』を登場させたのです。

立証する。

大蔵省「銀行局」の方針に、従い金融機関・司法機関が報道機関に情報をリークしたのです。タイ王国で、若干41歳の「室岡克典」を登場させ『銀行員を匿い一緒に逃げている』銀行員を操り巨額な資金を騙し取って『豪勢な生活をしている』ニセ情報を流し、また『報道機関の闇』闇の執行人がマスメディアを操作した。

連日「巨額不正融資の黒幕」や「金融ブローカーM」等、おどろおどろしい単語が新聞紙上を飛び回っていたのです。大勢のマスコミがバンコクに集まり、私の周り取材した。

そして、何軒もの大豪邸、毎週日本に4日、タイに3日、という信じられない生活状況にマスコミは、金のなる木『銀行員を陰で操る3300億円の黒幕』と政府の思惑どおり大騒ぎした。（第13回『室岡塾』参照）

（この事実は、私が国会図書館でマスコミ各社の報道を1991年(平成3年)7月25日から読売173P、朝日158P、毎日194P全てコピーを取り検証済み。）

ある日突然に「事件全体の黒幕」として新聞各紙が報道し、正に暗黒の事態が動き始めたのです。

連日、「巨額不正融資の黒幕」や「金融ブローカーM」「金の生る木」銀行員を操る黒幕などと面白おかしくワイドショーのキャスターが、連日現地報道を繰り返して新聞紙上でも「黒幕」が飛び回っていたのです。

完全にマスコミによって巨額詐欺事件の銀行員を「陰で操る 3300 億円の黒幕」というイメージを作り上げられてしまったのです。

大蔵省「銀行局」は、現職大蔵大臣 橋本龍太郎の身代わりに、民間人であり銀行員でもない銀行部外者の私を「銀行員を陰で操 3300 億円の黒幕」と仕立て上げて「犯罪者の資格」をデッチ上げたのです。

私を銀行員を「陰で操る 3300 億円の黒幕」に仕立てた目的！

私は、平成 3 年 7 月 25 日からマスコミ報道で大騒ぎされていた大手都市銀行を舞台にした巨額不正融資事件で告訴もされていません。当然のこと逮捕状も出ていません。私の「逮捕状」は平成 3 年 11 月 20 日、に出されています。

平成 3 年 8 月 7 日 25 日、26 日、27 日のマスコミ報道で、一般市民である私を富士銀行被害総額 2600 億円、協和埼玉銀行被害総額 80 億円、東海銀行被害総額 630 億円、三行の銀行員を「陰で操り被害総額 3300 億円の黒幕」に無理矢理仕立て上げたのは、それなりの目的があったのです。

第一の目的は、銀行員個人が銀行内で犯した預金担保融資取引から、全く別な銀行外で銀行の部外者である私が、真面目な銀行員個人をそそのかし「協力預金」名下の預金担保融資取引を立案しノンバンクから仮受名義人と銀行員が何千億も騙し取って「使った」首謀者にすることだったのです。

捜査機関（警察・検察）が犯罪構造も「預金担保融資」から「協力預金」とすり替え犯罪取引構造も「銀行＝ノンバンク」から「ノンバンク＝借受名義人」とすり替えたのです。

第二の目的は、政府金融首脳である大蔵大臣が富士銀行赤坂支店事件で告訴された渉外課長に「ダミー預金者名義」を紹介したスキャンダルを潰さなければマネーゲーム「国政と金」利権政治が発覚する恐れがあったことだったのです。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、警視庁は平成3年8月、富士銀行・東海銀行における不正融資、不正流用に対応し、富士銀行班・東海銀行班100名を超える捜査スタッフを編成してわざわざ「バブル経済特別捜査本部」を設置したのです。

逮捕。

平成3年12月17日、午前2時03分、南シナ海上空の日本航空機内で、全く身に覚えのないノンバンクから100億円を騙し取った有印私文書偽造同行使詐欺罪の容疑者として私は、逮捕されました。

何故逮捕されるのか、事情聴取もせず、いきなり逮捕されるのか全く分からないのです。タイ王国で逮捕されたのは「入管法違反」容疑です。

警視庁捜査員に『事情聴取も何もせずに逮捕するのか？逮捕できるのか？ふざけるな逮捕容疑を言え！』と手錠を拒否しました。捜査員は『裁判所から「逮捕状」が出ているから逮捕する。』大げんかになりました。

皆様、本件詐欺事件は、はじめから『この世に存在しない』犯罪を、

平成3年11月20日、警視庁捜査二課が「逮捕状請求書」を、デッチ上げた、
平成4年1月7日、柳検察官が「起訴状」を、デッチ上げた、
平成9年3月19日、一審判決「罪となるべき事実」を、デッチ上げた。

平成4年1月7日、100億円の詐欺有印私文書偽造同行使罪で起訴（一）されました。逮捕された容疑が「有印私文書偽造同行使詐欺罪」起訴された公訴事実が「詐欺有印私文書偽造同行使罪」なのです。

『銀行の闇』が「罪なき犯罪者」に仕立てた人間の叫び！

自分が悪いことをしたという自覚があれば、当然なことだと理解も納得もしようが、実際に逮捕されている「被疑事実」が起訴された「公訴事実」が何も分からない。これほど辛いことは無いのです。

法治国家の刑事訴訟法に則し、徹底的にありとあらゆる裏付け捜査する捜査機関（警察・検察）が「有印私文書偽造同行使詐欺罪」と「詐欺有印私文書偽造同行使罪」などと勝手に立証証拠を無視して「詐欺」が「前」に來たり「後」になることは、絶対にないのです。

皆様に本件、詐欺事件の大事なところなので、分かりやすくご説明すれば、殺人事件で「首を閉めた」と立証した後で「ピストルで殺した」と立証する、それくらい「犯罪構造」と「犯罪取引構造」が違うことなのです。

『銀行の闇』銀行員が犯した「犯罪構造」預金担保債権を偽造してノンバンクから巨額な融資金を騙し取った「犯罪取引構造」が「銀行⇔ノンバンク」です。

第一幕、銀行員が犯した「犯罪構造」協力預金担保融資名下に「預金証書・通知預金通帳」と質権設定承諾書を銀行内で偽造して、ノンバンクから巨額融資金を騙し取った被害者銀行「犯罪取引構造」が「ノンバンク⇔借受名義人」です。

第二幕、銀行員が犯した「犯罪構造」協力預金担保融資名下に預金を作成する資金を預金拘束する質権設定承諾書を偽造してノンバンクから巨額な融資金を騙し取った「犯罪取引構造」が「ノンバンク⇔借受名義人」です。

さらに驚くべきことは、捜査機関（警察・検察）は、第一幕を立証する証拠が全てコピー偽造されたものであり、呆れたことに、第二幕を立証する証拠にそのまま使用された、信じられない「事実」信じたくない「現実」を第6章で、ご検証をお願い致します。